

# 第130回通常組合会開催 令和5年度予算等議決

2月25日(土)に第130回通常組合会が北海道医師会館において開催され、 規約の一部改正、令和5年度事業方針および歳入歳出予算等について原案 どおり可決された。

なお、組合員の方には、事業方針・予算等の詳細について、附録で公示 (道医国保公示第471号) しているものを、別途、送付いたしますので、ご 参照願います。

以下、第130回通常組合会の概要についてお知らせする。

組合会は午後3時30分開会され、議員定数57名中、 資格確認時15名(最終出席者数20名)、他に表決委 任状提出者34名の出席があり組合会は成立した。

最初に、長瀬 清 理事長から挨拶があった。

### 長瀬理事長挨拶

皆さんこんにちは。第130回通常組合会を開催することに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中、また大変な悪路、更に寒さが厳しい折、全道各地からご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。日頃より組合運営につきまして、ご理解とご協力をいただいておりますことに、感謝を申し上げます。

3年前の札幌雪祭りでの感染をきっかけとしまして、全道に新型コロナウイルス感染症が広がり、令和2年2月29日の第124回組合会は、鈴木知事の緊急事態宣言を受けて開催日当日に中止を決定させていただきました。その後は、8度にわたり感染の拡大と縮小の波を繰り返すことになり、7月の組合会は、感染対策に配慮をしながら開催ができましたが、2月の組合会は、いつも感染拡大の最中にあたりましたので3年連続で中止が続き、本日は4年振りの開催ということになります。その間、皆様方におかれましては、感染対策に神経をとがらせながら日々の診療に当たられ、地域の医療に尽力されてきましたことに、敬意を表する次第です。

さて、令和2年度まで続いた「所得水準の高い国保組合への国庫補助の見直し」によりまして、当組合の補助金収入は、2億円を超える影響を受けました。組合員の皆様には、年々負担が増加をする後期高齢者支援金と介護納付金の負担増に加えて、平等割と均等割の保険料の引き上げというご負担をいただきまして、この難局をなんとか乗り越えてまいりました。しかしながら、財務省は、国庫補助の見直しが終了したばかりにもかかわらず、財政制度等審議会を通じて、所得水準の高い国保組合への国庫補



長瀬理事長挨拶

助を廃止することも検討すべきと言及しておりま す。この国会に提出される改革メニューに取り上げ られることは回避できましたが、全世代型社会保障 構築会議の議論においては、社会保障を能力に応じ て全世代で支え合うということを柱にしていますの で、常にこの問題が再燃することを想定して、事業 運営にあたっていく必要がございます。他の医師国 保組合では、超高額薬剤の登場による超高額医療費 問題や人口減少により被保険者数の減少に歯止めが かからないことも考慮して、近隣の医師国保組合と の合併・統合をシミュレーションする動きがでてお ります。当組合は幸いにも、平成30年度より前期高 齢者交付金を受け取ることができるようになり、そ の金額も年々増加をしていまして、単年度で削減さ れた補助金の半分を超える金額の交付金を受けるこ とができるようになっております。そのおかげもご ざいまして、単年度の会計収支は5期連続で黒字と なり、令和4年度においても黒字の見通しです。こ れまでに蓄積された財産もございますので、医師国 保組合の中では財政的に安定をしている組合になり ます。

従いまして、令和5年度の保険料におきましては、 国への納付が増加する後期高齢者支援金と介護納付 金は増加分のご負担をいただくことになりますが、



組合会議場

家族の人数が多い組合員の負担を和らげるべく、均等割賦課額を引き下げさせていただくことといたしました。引き続き、組合員の皆様に医師国保組合に入っておいて良かったと思っていただけるような、皆様方にとって存在価値のある組合を維持していくべく、努力を続けていきたいと考えております。

本日の組合会は、保険料の引き下げに伴う規約改正、令和5年度の事業方針と歳入歳出予算の審議が、主な議題でございます。詳しくは、後ほど、ご説明をさせていただきますが、基本的には、令和4年度の事業を踏襲して、大きな見直しを行わずに事業運営を行う方針です。お諮りする各議案につきまして慎重にご審議をしていただき、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、組合会開催に当たり ましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

•

長瀬 清 理事長挨拶後、深澤 雅則 副理事長の司 会で表彰式に入った。被表彰者は別掲の4名、うち 1名の方が出席され、表彰を受けられた。

表彰後、長瀬 清 理事長から永年のご尽力に対する感謝の言葉があり表彰式は終了した。

•

議事が再開され、佐藤 信清 議長が議事録署名議 員を次のとおり指名した。

後志ブロック 岩内古宇郡:北 愼一郎 議員 日胆ブロック 室 蘭 市:福永 純 議員

会議次第に従い報告事項に入った。

ア.「専決処分報告」

(1) 北海道医師国民健康保険組合規約の一部改正について

※国が、国民健康保険組合における未就学児



三戸常務理事報告

に係る子育て世帯への経済的負担軽減措置 を導入したことを受け、令和4年度から事 業を実施するため、理事の専決処分により、 所要の改正を行った。

(施行期日:令和4年11月1日)

- (2) 令和4年度北海道医師国民健康保険組合歳入歳出予算の第1次補正について
  - ※令和4年度より未就学児に係る子育て世帯への経済的負担軽減措置の事業を実施するため、また、令和4年度の前期高齢者納付金の納付金額の確定により、当初予算額に不足が生じたための令和4年度歳入歳出予算の第1次補正である。
  - ◎補正額

国庫支出金 前期高齢者納付金等 諸支出金 予備費

1,440千円増額補正 158千円増額補正 1,440千円増額補正 158千円減額補正

- (3) 令和4年度北海道医師国民健康保険組合歳 入歳出予算の第2次補正について
  - ※令和3年4月1日付で北海道医師会に転籍 出向していた職員の定年退職により、北海 道医師会との間で在籍期間分の精算を行う 必要が生じたための令和4年度歳入歳出予 算の第2次補正である。

◎補正額

繰入金総務費積立金予備費21,419千円増額補正8,605千円増額補正8,605千円減額補正

ア. 専決処分報告の(1)を 三戸 和昭 常務理事、(2) (3)を 田代 典夫 常務理事から、引き続きイ.「業務報告」を 三戸 和昭 常務理事から、ウ.「監査報告」を 我妻 浩治 監事から、それぞれ報告が行われ、質疑を求めたところ特になく、報告のとおり承認された。

報告事項を終え、佐藤 信清 議長から 神田 雄司 議長に交代して議事が進行された。

### 議案第1号 北海道医師国民健康保険組合規約の一 部改正について

※出産育児一時金について、社会保障審議会医療保険部会において令和5年4月から全国一律50万円に引き上げるべきとされ、これに基づき厚生労働省から健康保険施行令等の一部を改正する予定であるとの通知によるものであり、保険料の賦課については、令和4年12月26日付けで保険料等検討委員会の答申に基づく、規約の一部改正である。

- ·規約第17条(出産育児一時金) 出産育児一時金 支給額 50万円
- ・規約第25条(保険料の賦課)

均等割賦課額

組合員以外の被保険者 1 人につき (年額) 78,000円

(施行期日:令和5年4月1日)

### 議案第2号 令和5年度北海道医師国民健康保険組 合事業方針について

※令和5年度の事業方針の概要は次のとおりの内容である。

令和2年度までの5年間をかけて行われた「被保 険者の所得水準の高い国保組合の国庫補助の見直 し」、超高額薬剤の保険適用が続いていることによ る高額レセプトの増加、少子高齢化により人口減少 が進んでいることによる被保険者数の減少、後期高 齢者支援金、介護納付金をはじめとした国への負担 金の増加等により、医師国保組合を取り巻く環境は、 年々厳しさを増しております。また財務省の財政制 度等審議会が、見直しが終了したばかりの定率国庫 補助の廃止を引き続きの検討課題として言及してお り、誠に理不尽で、到底受け入れがたい動きが起き ています。全国の医師国保組合で設立した全医連で は、この難局に立ち向かうため、日本医師会や三師 会の国保組合の連合会、全国国民健康保険組合協会 とも協力の上、この対応にあたっておりますが、一 方で被保険者数の減少傾向に歯止めがかからない点 は、保険者としての規模の確保に影響が出る懸念が あり、将来への備えとして、医師国保組合の間で合 併・統合をシミュレーションする動きも出てきてお ります。当組合は、お蔭様で、全国の医師国保組合 の中では上位の規模を有し、6期連続での単年度会 計収支の黒字を見込んでいますので、財政的にも安 定をしており、超高額レセプトが散発的に発生した としても、蓄積された財産により、当面の間、安定 した運営が出来るものと考えております。

このような状況の中、令和4年度の保険料等検討 委員会では、組合員及び被保険者の皆様にとって存 在価値のある組合を維持していくべく、市町村国保 との保険料の比較において、家族の人数が多い組合員の負担を和らげるために、家族・准組合員の保険料である均等割賦課額を月額1,000円引き下げる旨の答申をいただきました。その上で、令和5年度の予算編成に際しましては、一人当たり保険給付費の増加を見込んだ上で、令和4年度の事業を踏襲することにいたしました。また昨年11月には国からの通知に従って規約を改正し、未就学児がいる世帯の保険料の軽減措置を導入しました。さらに4月からは、出産育児一時金の支給額を50万円に引き上げる共に、従前どおり産科医療補償制度の利用の有無にかかわらず同額の支給を継続します。

新しい技術、薬剤の認可が進む中で、保険給付費が増加をすることは、やむを得ない面がございますので、国の施策でもある健康寿命の延伸となる保健事業を強化することが、保険者として取り組むべき課題のひとつであると考えております。特に特定健診・特定保健指導の受診率向上と糖尿病性腎症重症化予防につきましては、国は、国保組合のみならず、全保険者に対してその強化を求めており、各保険者へのインセンティブ制度での重点項目として評価をしております。当組合の特定健診受診率は、全国の医師国保組合と比較をすると低いため、皆様方には1年に1度の健康診断を是非とも受診していただくよう切にお願いする次第です。

組合員・被保険者の皆様方に健康に対する更なる 高い意識をお持ちいただけるように、広報活動を強 化しながら、医療保険者としての義務を果たして参 ります。一層のご理解とご協力を賜りますようお願 いいたします。

### ※令和5年度保険料賦課額

平等割賦課額

第1種・第2種組合員(1人につき) 年額79,200円 月額6,600円

第3種組合員(1人につき:前年同様) 年額24,000円 月額2,000円

· 所得割賦課額(前年同様)

料率 前年中総所得金額の1,000分の14 (ただし、第2種組合員(医育機関医師会所属) は所得割賦課額として年額60,000円を加算い たします。)

最高限度額(年額)520,000円

均等割賦課額

(組合員以外の被保険者1人につき) 年額78,800円 月額6,500円

・後期高齢者支援金等賦課額 (全被保険者1人につき)

予定年額65,160円 予定月額5,430円

· 介護納付金賦課額

(40~64歳の被保険者1人につき)

年額74,520円 月額6,210円

### 議案第3号 令和5年度北海道医師国民健康保険組 合法令遵守(コンプライアンス)のため の実践計画の制定について

※国民健康保険組合の組織運営における令和5年 度版の法令遵守 (コンプライアンス) の実践計 画を制定した。

(施行期日:令和5年4月1日)

### 議案第4号 令和5年度北海道医師国民健康保険組 合歳入歳出予算について

#### ※令和5年度予算規模

- · 令和 5 年度予算総額(A) 2,717,263千円
- · 令和 4 年度第 2 次補正後予算総額(B)

2,768,742千円

・比較増減(A-B) - 51,479千円 (1.9%減)

この4議案については共に関連があることから、 理事者側からの一括提案の申し出を 神田 雄司 議 長が認めて一括上程となった。

議案第1号について、三戸 和昭 常務理事から、 議案第2号は『事業方針の主文』を事務局が朗読し た後、三戸 和昭 常務理事から事業項目の詳細につ いての説明が行われた。

続いて、議案第3号について、三戸 和昭 常務理 事から、議案第4号は 田代 典夫 常務理事から、 別冊「令和5年度歳入歳出予算(案)」により事項 別明細等の説明が行われた。

審議の結果、議案第1号~議案第4号の4議案は

原案どおり可決された。

### 議案第5号 北海道医師国民健康保険組合一時借入 金について

借入限度額 金 100,000,000円 以内

借入理由 保険給付費の支払い財源に不足が生

じた時

借入先 北海道国民健康保険団体連合会

議案第5号について、田代 典夫 常務理事から提 案趣旨の説明が行われた。

審議の結果、原案どおり可決された。

議事が全て終了し、長瀬 清 理事長から閉会の挨 拶がなされ、第130回通常組合会は午後4時43分閉 会となった。

### 被表彰者は4名

### 令和 4 年度被表彰者名簿

- ※ 組合会議員として10年以上在任された方 美 幌 支 部 宮 澤
- ※ 支部長および組合会議員として10年以上 在任された方

岩内古字郡支部 千 葉 理 支部長 上川郡中央支部 藤 原 正 文 支部長

(千円)

33, 439

124, 964

※ 支部長として10年以上在任された方 胆振西部支部 坪 俊 輔 支部長

### 令和5年度 歳入・歳出予算の概要

【歳入】	予 算 額 (千円)	前年度比 (%)	構成比 (%)		【歳出】
1. 国民健康保険料	1, 435, 660	△ 2.3	52.8	1.	会議費
2. 使用料及び手数料	1	0.0	0.0	2.	総務費
3. 国庫支出金	173, 433	△ 3.2	6.4	3.	保険給付費
4. 前期高齢者交付金	164, 050	7. 6	7.6 6.0 4.		介護納付金
5. 道支出金	1	0.0	0.0	5.	共同事業拠出
6. 連合会支出金	1	0.0	0.0	6.	後期高齢者支
7. 共同事業交付金	43, 689	△ 4.9	1.6	7.	前期高齢者納
8. 財産収入	13	△ 82.9	0.0	8.	保健事業費
9. 繰入金	5	△ 100.0	0.0	9.	積立金
10. 繰越金	900, 000	0.0	33. 1	10.	諸支出金
11. 諸収入	410	32. 3	0.0	11.	予備費
歳入合計	2, 717, 263	△ 1.9	100.0		歳出合

3. 保険給付費	1, 097, 951	△ 2.4	40. 4
4. 介護納付金	151, 285	△ 7.8	5. 6
5. 共同事業拠出金	113, 282	19.0	4. 2
6. 後期高齢者支援金等	315, 022	7. 2	11.6
7. 前期高齢者納付金等	820	4. 7	0.0
8. 保健事業費	172, 170	1.0	6.3
9. 積立金	5, 793	△ 60.0	0.2
10. 諸支出金	38, 440	0.0	1.4
11. 予備費	664, 097	△ 3.8	24. 4
歳 出 合 計	2, 717, 263	△ 1.9	100.0

※前年度比は、令和4年度第2次補正後予算額との比較。 △はマイナス。

予 算 額 前年度比 構成比

(%)

 $\triangle$  13.7

5. 2

(%)

1.2

4.6

## 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

当組合の被保険者で、次の支給要件に該当される方は申請により傷 病手当金が支給されます。

### 【支給要件】

1. 対象者	<ul> <li>○次の条件をすべて満たす被保険者</li> <li>(1)給与等の支払いを受けている方。</li> <li>(2)新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ労務に服することができなくなった方。</li> <li>(3) 3日連続して仕事を休み、4日目以降も休んだ日がある方。</li> <li>(4)給与等の全部、または一部の支払いを受けることができない方。</li> </ul>
2. 対象日数	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、 労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日数。
3. 支給額	1日当たりの支給額 直近の継続した3月間の給与等収入の合計額÷労務日数×2/3 ※上記の計算にあたり、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に 相当する金額の2/3に相当する金額(日額30,887円 令和2年10月現在)を超える ときは、その金額とする。また、給与等の一部が支払われる場合はその受けること ができる給与等の額が支給額より少ないときは、差額を支給する。
4. 適用期間	令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間に感染して、療養のために労務に服することができない期間。ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月までとする。 なお、令和5年5月8日以降の感染については対象外です。

支給要件に該当される方は、申請に必要な書類等を送付いたしますので、北海道医師国保組合までご連絡ください。

北海道医師国民健康保険組合

電話:011-271-7471

### 道医師国保組合のお知らせ

## 被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

本組合は、次のような被保険者の異動があったときは国民健康保険法および組合規約によって事実のあった 日から14日以内に届け出ることが定められております。<u>届け出が遅れますと保険料の調整(増減)および保険</u> 給付等に影響する場合がありますので、お早めに届け出をお願いいたします。

届出		届出用紙		届け出が必要なとき		
View	組合員(医師)	被保険者資格喪失(脱退)届 【組合員(医師)世帯全員用】 様式第16号①	<ul><li>○他の医療保険に加入したとき</li><li>○北海道医師会を退会したとき</li><li>○医療および福祉の事業又は業務に従事しなくなったとき</li><li>○道外に住所を変更したとき</li><li>○死亡したとき</li></ul>			
資格喪失	准組合員(従業員)	員用】	○他 ○組	<ul><li>○組合員の管理する医療機関を退職したとき</li><li>○他の医療保険に加入したとき</li><li>○組合員(医師)が組合員資格を喪失したとき</li><li>○死亡したとき</li><li>など</li></ul>		
	家族	被保険者資格喪失届 【家族用】 様式第16号③	○組	<ul><li>○他の医療保険に加入したとき(就職等)</li><li>○組合員(又は准組合員)と別世帯になったとき(婚姻、転出、世帯分離)</li><li>○死亡したとき</li></ul>		
資	従業員(准組合員)	被保険者資格取得届 【従業員(准組合員)新規用】 様式第15号②		○組合員の開設又は管理する医療機関で75歳未満の従業 員を採用したとき(健康保険適用事業所を除く) など		
格取得	家族	被保険者資格取得届 【家族追加用】 様式第15号③	<ul><li>○組合員(又は准組合員)と同一世帯になったとき(如 姻、転入、世帯合併)</li><li>○他の医療保険の資格を喪失したとき(退職、任意継続期間満了等)</li><li>○子どもが生まれたとき</li></ul>			
住所・氏名の変更 住所・氏名変		住所・氏名変更届 様式第17号	○組合員(又は准組合員)の住所が変更になったとき(車居、住居表示変更等) ○氏名が変更になったとき(婚姻等による名字変更、年本変更等)			
	長の どにともなう転居 学中の住所地特例)	第116条該当・非該当届 様式第20号	該当	<ul><li>○遠隔地で修学するために組合員(又は准組合員) と住民票上の別世帯になったとき</li><li>○該当を届け出ていた家族が遠隔地で進学したとき など</li></ul>		
			非該当	○該当を届け出ていた家族が、組合員(又は准組合 員)と同一世帯になったとき(修学終了による転 入、組合員(又は准組合員)の住所変更等)など		

#### 【提出先・届出用紙の備付】

所属支部=組合員(医師)が所属している医師会(郡市医師会・医育機関医師会)

\*届出用紙は組合ホームページ (http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/)からも入手できます。

#### 【必要書類等】

各届出用紙に記載がありますのでご確認ください。必要書類等をすべて添付のうえ、提出してください。

ご不明な点がありましたら、担当までお問い合わせください。

北海道医師国民健康保険組合 担当:業務係(資格) TEL 011-271-7471